

## 屋外広告物の制限について

H30.12.14

先ごろ開業した整骨院の広告板が、街並みの景観を台無しにする赤の原色を基調とする派手なものとなっています。また、その広告面積も常識をはずれた大きさとなっています。職員の皆様年末のお忙しいところ恐縮ですが、当該広告物が「千葉県屋外広告物条例」並びに「同施行規則」に適合しているのか。また、設置許可されているのか確認して頂きますようお願いいたします。

## 回 答

現在、町では当該屋外広告物の設置者に対して、千葉県屋外広告物条例による規制内容を説明し、是正指導を行っているところです。

また、町は景観計画における景観形成指針に基づき、それぞれの地域にふさわしい景観づくりを目指しておりますので、お気づきの点などございましたら、恐れ入りますがご連絡くださいますようお願いいたします。

《担当課：まちづくり課》